

安来市立広瀬小学校 P T A 会則

(名称・組織)

第 1 条 本会は安来市立広瀬小学校 P T A（以下本会という）といい、広瀬小学校の保護者と学校に勤務する教職員と、本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

(事務局)

第 2 条 本会の事務局は広瀬小学校におく。

(目 的)

第 3 条 本会は家庭教育・社会教育を充実し、家庭教育活動が完全に実施できる態勢をつくり、児童の幸福を増進することを目的とする。

(方 針)

第 4 条 本会は教育を本旨とする民主的団体で、次の方針に従って活動する。

1. 児童の教育並びに福祉のために、他の団体及び機関と協力する。
2. 特定の政党・宗教にかたよることなく、また、いかなる団体の支配・統制干渉をも受けない。
3. 学校の人事その他管理には干渉しない。
4. 公教育費の充実につとめる。

(活 動)

第 5 条 本会は前条の方針に従い、その目的を達成するために次の活動を行う。

1. 家庭・学校・社会における児童の福祉を増進することにつとめる。
2. 教育の振興・教育環境を整備改善する。
3. 家庭と学校の緊密な連絡によって、児童の生活を補導する。
4. 会員の研修及び親睦をはかる。

(機 関)

第 6 条 本会に次の機関をおく。

1. 総会…年 1 回以上開催し、会運営について報告反省等を行う。役員の選出、承認、事業計画、予算、決算の承認、規約の改廃等一切の重要事項を決議する。
2. 部長会…正副会長・専門部長をもって構成し、業務の執行と緊急事項の処理にあたる。年度末の部長会において次年度の正副会長の選出を行い、正副会長は次年度の総会にて正式に承認を得る。
3. 専門部会…必要に応じて開催し、それぞれの所轄の事業を行う。
4. 学年委員会…この会は学年委員長が招集し、学年 P T A に関する事業を行う。
5. 親子会…児童の健全育成について、地区毎に必要なに応じて開催する。
6. 親子会連絡協議会…各親子会及び本会との連絡調整のため必要に応じて開催する。

(専門部)

第 7 条 専門部は、研修・環境・体育・生活文化の 4 部とし、部員は各学年委員があたる。ただし、地区等を考慮して、他の会員より会長が委嘱することができる。また、各部の長についても、あらかじめ会長が委嘱することができる。

(役 員)

第 8 条 本会に次の役員をおく。任期は 1 年間とし、補欠により就任した者の任期は前任者の残任期間とする。

会長 1 名 副会長 3 名 専門部正副部長 8 名 学年正副委員長 12 名、
監事 2 名 事務局若干名

(役員の選出)

第 9 条 役員の選出方法は次の通りとする。

1. 正副会長は年度末の部長会において確認し、次年度の総会において承認を得る。会長は、次年度の最高学年から選出する。但、立候補がある場合はこの限りでない。
2. 監事は会長より総会において選出する。
3. 事務局は会長が委嘱する。

(役員の任務)

第 10 条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し会務を総理し会議の議長をつとめる。

2. 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときは代行する。
3. 監事は会計の監査にあたる。
4. 事務局は庶務会計等の会務を処理する。

(会 計)

第 11 条 本会の経費は、会費・寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

第 12 条 本会の会計年度は、毎月 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日をもって終わる。

(細 則)

第 13 条 本会の運営上必要な細目は別にこれを定める。

(会 議)

第 1 4 条 総会は、会員の半数以上が出席しなければ議決することができない。

(付 則)

第 15 条

本会則は、昭和 4 2 年 3 月 1 8 日から施行する。

本会則は、昭和 5 5 年 3 月 8 日から施行する。

本会則は、昭和 6 2 年 4 月 2 5 日から施行する。

本会則は、平成 2 年 4 月 2 1 日から施行する。

本会則は、平成 3 年 4 月 2 7 日から施行する。

本会則は、平成 5 年 5 月 1 5 日から施行する。

本会則は、平成 7 年 3 月 1 0 日から施行する。

本会則は、平成 8 年 3 月 8 日から施行する。

本会則は、平成 1 2 年 5 月 1 3 日から施行する。

本会則は、平成 1 7 年 3 月 4 日から施行する。

本会則は、平成 2 2 年 3 月 4 日から施行する。

本会則は、令和 3 年 2 月 1 9 日から施行する。

本会則は、令和 7 年 2 月 1 5 日から施行する。

広瀬小学校 P T A 細則

(専門部)

第 1 条 専門部は研修・環境・体育・生活文化の 4 部とし、事業は次の通りとする。

1. 研修部

- (1) 会報の発行、その他広報活動に関すること。
- (2) 会員の研修に関すること。

1. 環境部

- (1) 学校環境整備・美化に関すること。
- (2) 校舎内外の施設設備の検討改善に関すること。
- (3) その他の環境整備に関すること。

1. 体育部

- (1) 運動会の運営補助に関すること。
- (2) その他の体育・保健活動に関すること。

1. 生活文化部

- (1) 生活指導や教育環境の充実に关すること。
- (2) 交通安全指導に関すること。
- (3) 親子会連絡協議会の運営に関すること。

第 2 条 専門部は各々部長・副部長を 1 名おく。

(学年 P T A)

第 3 条 学年会員を 6 名選出、そのうち 1 名を学年委員長、1 名を学年副委員長、4 名を各専門部員とする。

(会費納入期限)

第 4 条 会費納入は毎月末日までに行う。

(付 則)

第 5 条

本細則は、昭和 4 5 年 4 月 1 日から施行する。
本細則は、昭和 5 5 年 3 月 8 日から施行する。
本細則は、平成 2 年 4 月 2 1 日から施行する。
本細則は、平成 7 年 3 月 1 0 日から施行する。
本細則は、平成 8 年 3 月 8 日から施行する。
本細則は、平成 1 2 年 5 月 1 3 日から施行する。
本細則は、平成 2 2 年 3 月 4 日から施行する。
本細則は、令和 7 年 2 月 1 5 日から施行する。

[申し合わせ事項]

1. 学年委員の任期は 1 年とし、一人の子供につき通算 (6 年) の役員の期間は 2 期を限度とする。ただし、委員に欠員が生じた場合および自薦の場合は、この限りではない。
2. 会長・副会長の通算の任期は 2 年を限度とする。但し、会長の任期は 1 年とする。(過去にさかのぼって、通算 2 期された方も対象とする。) なお、事情によってはこの限りではない。

(付 則)

本申し合わせ事項は、平成 3 0 年 4 月 2 5 日から施行する。
本申し合わせ事項は、令和 7 年 2 月 1 5 日から施行する。

広瀬小学校 P T A 慶弔規定

1. [弔 事]
会員並びに児童死亡の際は香資をおくる。
2. [見 舞]
本会事業に参加中の事故で入院等を必要とした場合は、協議により見舞金をおくる。

※本規定は、平成 1 6 年 4 月 2 7 日から施行する。
本規定は、平成 2 9 年 5 月 2 日から施行する。
本規定は、令和 7 年 2 月 1 5 日から施行する。